

農業経営改善計画認定申請書(記入例)

平成 年 月 日

殿

申請者住所 大島郡和泊町和泊10  
 氏名<名称・代表者> 和泊太郎  
 昭和32年1月1日生(54歳)  
 TEL0997-92-1111  
 <法人設立年月日 年 月 日設立>

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に基づき、次の農業経営改善計画の認定を申請します。

農業経営改善計画					
①目標とする営農類型	工芸作物、いも類、露地野菜、施設野菜、果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、肉用牛、その他作物 (該当するものを記入)				
②経営改善の方向の概要	(具体的な目標を記入) ・さとうきびを増産し、他作物との輪作体系を確立する。 (年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)				
		現 状	目 標 ( 年 )		
	年間農業所得	3, 0 0 0 千円	5, 0 0 0 千円		
	年間労働時間	2, 4 0 0 時間	2, 0 0 0 時間		
③農業経営の規模の拡大に関する目標	作目・部門名	現 状		目 標 (〇〇年)	
		作付面積 飼養頭数	生産量	作付面積 飼養頭数	生産量
	さとうきび	10 a	4.2 t	a	t
	さとうきび(夏植え)	10 a	6.6 t		
	ばれいしょ	10 a	1.4 t	a	t
	さといも	10 a	0.9 t	a	t
	果樹( )	10 a	0.2 t	a	t
	キク	10 a	48,000 本	a	本
	ユリ	10 a	34,800 本	a	本
	グラジオラス	10 a	16,400 本	a	本
	ソリダゴ	10 a	74,000 本	a	本
	オリエンタル	10 a	13,600 本	a	本
	ユリ球根	10 a	15,250 球	a	球
	その他( )	10 a	12,800 球		
	肉用牛(繁殖)	10頭	子牛 8 頭	頭	子牛 頭
飼料作物	100 a		a		
作付面積合計	a		a		
飼養頭数合計	頭		頭		
区分	地目	所在地 (市町村名)	現 状	目 標 ( 年 )	
所有地	畑	和泊町	200 a	200 a	
借入地	畑	和泊町	100 a	200 a	
特定作業受託	畑	和泊町	a	a	
作業受託	作目	作業	現 状	目 標 ( 年 )	
	・さとうきび ・ばれいしょ ・飼料作物 ・その他( )	・植付 ・収穫 ・集草	30 a	100 a	
	単純計 換算後				
そ関附 の連帯 他・事 業	事業名	内容	現 状	目 標 ( 年 )	
	経営構造対策 事業	・作業機械導入 ・施設建設 ・その他( )	・飼料調製用機械 台 ・平張施設 m <sup>2</sup> ・営農ハウス 1,000 m <sup>2</sup>	・飼料調製用機械 台 ・平張施設 3,000 m <sup>2</sup> ・営農ハウス m <sup>2</sup>	

④ 生産方式の合理化に関する目標	機械・施設名	型式、性能、規模等及びその台数			
		現状		目標(年)	
機械・施設	トラクター	2	台	2	台
	動力噴霧器	1	台	1	台
	管理機	1	台	(買い換え) 1	台
	植付機・堀取機	各 1	台	各 1	台
	選花機・結束機	各 1	台	各 1	台
	トラック・軽トラック	各 1	台	各 1	台
	農機具倉庫・飼料倉庫	計 200	m <sup>2</sup>	計 200	m <sup>2</sup>
	牛舎	100	m <sup>2</sup>	100	m <sup>2</sup>
	電照施設・スプリンクラー	各 1	式	各 1	式
	施設ハウス・平張施設 その他( )	1.000	m <sup>2</sup>	3.000	m <sup>2</sup>
農利用地条の件	現状		目標(年)		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地が分散している。</li> <li>露地栽培が主体である。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>農地を集約化し、作業時間の短縮に努める。</li> <li>ほ場整備計画がある。</li> <li>営農ハウス、平張施設を導入する。</li> </ul>		
作合理・化部の門別向	作目・部門名	現状		目標(年)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>さとうきび</li> <li>バレイショ</li> <li>ソリダゴ</li> <li>肉用牛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>単収が低い・作業時間・労力がかかる</li> <li>畑の移動時間がかかる・コストがかかりすぎ</li> <li>受胎率が低く出荷頭数が低い</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>優良品種の導入・有機質肥料の導入・機械施設( )の導入</li> <li>パソコン等による出荷体制の整備・周年出荷体制の確立・作付面積の拡大</li> <li>作業の機械化・自動化・直販・宅配の導入・飼料畑の拡大</li> <li>圃場の集団化・共同作業によるコスト軽減・畜舎等施設の改善</li> <li>事故率の低下・受胎率向上・堆肥の販売・その他( )</li> </ul>	
⑤ 経営管理の合理化に関する目標	現状		目標(年)		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営の状況が把握できていない</li> <li>家計と経営の分離ができていない</li> <li>青色申告を実施している</li> <li>複式簿記を実施している</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>複式簿記記帳・経営と家計の分類</li> <li>自己資本の充実・青色申告の実施</li> <li>法人化・パソコンによる経営分析</li> <li>その他( )</li> </ul>		
⑥ 農業従事の態様等の改善に関する目標	現状		目標(年)		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>休みをもうけていない</li> <li>労働力が不足</li> <li>給与等を決めていない</li> <li>役割分担ができていない</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>休日制度導入・ヘルパー制度導入</li> <li>臨時雇用・常雇導入・給料制導入</li> <li>農業者年金加入・家族経営協定導入</li> <li>作業・役割分担の明確化</li> <li>その他( )</li> </ul>		
⑦ 目標を達成するためにとるべき措置	経営改善の目標	措置			
	経営規模関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定農業者制度を活用して、条件のよい農地を斡旋してもらう。</li> <li>牛舎を増築し、増頭を図る。</li> <li>防風平張施設・ハウスなどの増設</li> <li>経営規模は現状維持し、単収、単価の向上を目指す。</li> </ul>			
	生産方式関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(野菜)・堀取機(機械)の導入・マルチ栽培・完熟たい肥による地力の増進</li> <li>(さとうきび)・高収益品種の導入・他作物との輪作・収穫作業の委託・ハーベスタの導入</li> <li>(花卉)・選花・結束機の導入・大型冷蔵庫の導入・周年出荷体制の確立・完熟たい肥の施用</li> <li>(肉用牛)・飼料作物の増産・飼料ほ場の集団化・畜舎等施設の利用改善</li> </ul>			
	経営管理関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>複式簿記記帳・経営と家計の分類・自己資本の充実</li> <li>青色申告の実施・法人化・パソコンによる経営分析</li> <li>その他( )</li> </ul>			
	従事態様関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>休日制度導入・ヘルパー制度導入・臨時雇用・常雇導入</li> <li>給料制導入・農業者年金加入・家族経営協定導入</li> <li>作業・役割分担の明確化・その他( )</li> </ul>			
その他					

(参考) 農業労働力	氏名 (家族農業従事者・ 農業生産法人の構成員)	年齢	経営主と の続柄(法人経 営にあっては役職)	現 状		見 通 し	
				現 状	見 通 し	現 状	見 通 し
	和泊 太郎	50	経営主	250		250	
	和泊 花子	48	妻	200		150	
	和泊 一郎	25	長男	200		250	
	常時雇(年間)	実人数		現状	1人	見通し	3人
	臨時雇(年間)	実人数		現状	2人	見通し	4人
		延べ人数		現状	60人	見通し	120人
(参考) 他市町村の 認定状況	認定市町村名			認定年月日		備考	

## 認定農業者制度とは

### 認定農業者って？

認定農業者制度は、自ら経営改善に取り組むやる気と能力のある農業者が、いわば「農業経営のスペシャリスト」を目指す計画である「農業経営改善計画」を作成し、その計画を市町村が認定する制度です。

### 認定の対象者は？

農業経営のスペシャリストを目指す意欲のあるひとであれば、性別、専業・兼業の別を問わず、どなたでも認定を受けることができます。

#### 性別

男性・女性の別は一切問いません。  
また、家族経営協定等を選び、経営に参加している女性などの方も、パートナーとともに認定の対象となります。

#### 年齢

本町としては、65歳未満を対象としています。が、意欲(所得向上・面積拡大等)があればそれ以上でも認定します。

#### 専業・兼業の別

兼業農家の方や、これから新規に就農しようという方でも、本町基本構想で示された農業経営を目指す方であれば、認定の対象となります。

#### 経営規模・所得の大小

経営規模や所得の小さい農家でも、一定の収入が得られる農業経営を目指す方であれば認定の対象となります。

#### 営農類型

さとうきび、野菜等の土地利用型農業はもちろん、農地を持たない畜産経営や花き等の施設園芸なども認定の対象となります。

#### 法人経営

農業経営を営む法人であれば、認定の対象となります。  
集落営農についても、法人化すれば認定の対象となります。

これからも  
認定農業者



和泊町